

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレートガバナンスを企業価値向上と持続的成長のための仕組みと位置付け、経営の効率化及び透明性、並びに適正な監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図るとともに、コーポレートガバナンスの不断の改善に取り組んで行くことで、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の構築を図ってまいります。

また、当社は、監査等委員会制度を採用しており、社外取締役を含む監査等委員が経営の意思決定に加わることで監査・監督機能が強化され、コーポレートガバナンス体勢の一層の充実を図ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則5項目に基づいて、事業活動を行っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(基本原則1:株主の権利・平等性の確保)

当社は、株主の権利が平等に実質的に確保されるよう、必要な情報の開示などを速やかに行うなど、株主がその権利を適切に行使できる環境整備に努めております。

(基本原則2:株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

当社は、会社の持続的成長による企業価値の創出は、様々なステークホルダーに支えられていることを認識し適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸造に努めております。

(基本原則3:適切な情報開示と透明性の確保)

当社は、法令に基づく適時開示に努めると共に、新製品情報なども含む有用な会社情報についても、適時に正確に開示を行うことで、情報共有できるよう積極的に取り組んでおります。

(基本原則4:取締役会等の責務)

当社の取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の向上を図り、独立した客観的な経営全般に対する監督機能を果たしております。また、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレートガバナンス体制の一層の充実に向けて努めております。

(基本原則5:株主との対話)

当社は、IR情報やホームページによる会社情報などの提供により株主間共有を図り、平素から株主の声に耳を傾けるなど、建設的な対話を促進するための体制整備に努めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イトーキ	7,350	51.77
矢澤 英実	806	5.68
矢澤 としゑ	516	3.64
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	460	3.24
矢澤 瑞枝	451	3.18
矢澤 英人	449	3.17
ゴールドマンサックスインターナショナル	395	2.78
榛葉 千津子	368	2.60
矢澤 明人	334	2.36
ダルトン従業員持株会	234	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	株式会社イトーキ (上場:東京) (コード) 7972
--------	-----------------------------

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である株式会社イトーキとの取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件で行うことを基本方針としております。従いまして、当社は、取引条件等の内容について妥当性を十分に審議するため、取締役会にて総合的に勘案して合理的に決定するようにし、少数株主に不利益を与えないように適切に対応するとともに、一定の重要取引を行う場合、支配株主との間に利害関係を有しないものによる少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手を行うこととしております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社と株式会社イトーキの間では、当社の経営方針、事業活動等については、当社独自の基準・判断に基づいて行われており、上場会社として、親会社等からの独立性は十分に確保されております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西村 勝秀	公認会計士					△						
佐藤 恒雄	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 勝秀	○	○	社外取締役の西村勝秀氏は、平成20年6月まであずさ監査法人の代表社員でありました。当社は、あずさ監査法人を会計監査人として取引関係にあります。	監査法人での経験や幅広い見識をもって独立性をもった監査をして頂くことを目的に招聘いたしました。
佐藤 恒雄	○		—	弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かして頂くことを目的に招聘いたしました。

#### 【監査等委員会】

##### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)

監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
--------	---	---	---	---	-------

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

#### 現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会設置会社として、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員である取締役3名中の2名を社外取締役とすることで、外部からの客観的、中立的な経営監視が機能する体制としております。

社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識等に基づき、客観的な視点から経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。また、客観的な立場から取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めるとともに、業務執行の妥当性や経営の効率性といった観点から意見を表明し、取締役会の経営判断の一助となっております。当社は、外部からの視点を導入し、経営の透明性及び質を高める役割と職務執行の監督を強化する機能を担うため、監査等委員として監査・監督にあたって頂けると考えております。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査の質的向上を図る目的で、内部監査室は監査等委員会に対して、適時内部監査実施状況等についての報告を行うほか積極的な意見交換を行い、両者間の監査情報の網羅的な共有化に努め、必要があれば協力して調査を行うなどの実効的な連携が取れる体制となっております。

また、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人の三者による相互の情報交換も積極的に行っており、課題等の共有化と対策を協議することで、監査の質的向上を図っております。

#### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

#### その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

#### 該当項目に関する補足説明

役員報酬等を業績に応じて増減するなどして対応しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する年額報酬総額 107,301千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社の役員の報酬等の金額については、会社業績、各役員の職務の内容及び業績貢献度合い等を総合的に判断し決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、監査等委員として会計監査人及び内部監査室の監査報告を受け、意見交換をすることにより、直接又は間接的に相互連携を図っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、コーポレート・ガバナンスを企業価値向上と持続的成長のための仕組みと位置付け、経営の効率性及び透明性、並びに適正な監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの不断の改善に取り組んで行くことで、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の構築を図ってまいります。

取締役会は、会社の意思決定機関として毎月及び必要時に適宜開催され、経営方針、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事など、重要な意思決定並びに当社グループ各社に関する重要事項について審議を行っております。

当社では、経営の効率性を高める目的で、経営の意思決定及び業務執行の監督を担う取締役と経営の業務執行機能を担う執行役員との役割の明確化を図っております。

監査等委員による監査等委員会は、毎月及び必要時に適宜開催され、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題及び他の重要課題について意見交換を行っております。また、重要監査項目に関する監査や特別に実施した調査などの経過及び結果については、代表取締役や取締役会に報告し、必要があると認めた場合には、助言・勧告を行うほか、状況に応じた適切な措置を講じております。

また、監査等委員は経営活動の適正性の確保を目的とした取締役会、経営会議などの重要会議に出席し、経営全般及び個別案件に対して公正不偏の立場で取締役の職務執行を監督します。

なお、監査等委員のうち2名は社外取締役であり、西村勝秀については公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見のもと、監査・監督にあたって頂けると考えております。

内部監査体制をより一層強化するために、社長直属の組織として設置しております内部監査室は、当社グループの全部門を対象に適法性の確保、法令順守機能の強化及び内部統制の有効性を確保するために内部監査を継続的に実施し、都度社長に報告するとともに、適時取締役会に報告を行い、業務の改善に向けた具体的な助言や勧告等を行っております。

また、当社グループの内部統制システムの構築と運用を周知徹底し、業務の適正性及び効率性に関する指導を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役が5名(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役が3名(うち社外取締役2名)となり、監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れると判断しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第71期定時株主総会は、平成28年12月16日に開催いたしました。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	定期時開示資料等を掲載しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議し、ダルトングループとして業務の適正を確保するために、内部統制システムの整備及び運用を推進してまいります。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社グループは、グループ全体を網羅する「ダルトングループ倫理方針」を定め、コンプライアンス体制の整備及び遵守に努めるとともに、周知と運用の徹底を図るなど、企業倫理の確立に努めることで、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、取締役及び従業員の職務執行に係る情報については、保存及び管理について定める規程等を整備し、適切な保管及び管理に努める。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループは、当社代表取締役社長を委員長として、リスク管理委員会を設置し、グループ各社にリスク管理担当者を配置することで、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応できるよう、リスク管理体制の強化に努める。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社グループでは、職務内容及び職務権限を明確にした規程を整備することで、取締役会や経営会議において重要性に応じた意思決定と効率的な職務執行を遂行し、その運用状況は内部監査の報告を踏まえ、定期的に検証する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社は、グループ各社に対する管理、運営、指導、育成等の適切な対応を行うことで、適正なグループ経営管理体制の構築に努め、グループ各社においては事業ごとに連携し、役割を明確にするとともに、グループとしての目標の共有を図る。なお、グループ各社の内部監査を実施することで業務の適正を確保し、グループ経営の安定性及び効率性を高める。
6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は「関係会社管理規程」を定めており、当該規程の適切な運用によって、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び報告事項を明確にし、適切な経営管理に努める。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会が職務を補助する使用人を必要とした場合、必要な員数及び求められる資質について監査等委員会と協議のうえ配置に努める。また、配置された使用人は、その補助業務に関しては監査等委員の指揮命令下で遂行することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保する。
8. 監査等委員会への報告に関する体制  
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はその恐れのある事実を把握した場合、速やかに当社の監査等委員会に報告することを義務付ける。また、当社グループにおける法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題があった場合、当社の監査等委員会に適切に報告する体制の確保に努める。
9. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
使用人等は監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを禁止する。
10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員会が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る。）について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会は重要な会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制を取る。また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人から、個別のヒヤリング機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び会計監査人との定期的な意見交換を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした対応をし、一切の関係を遮断することを倫理方針に掲げております。

反社会的勢力排除に向けた取り組みは、次のとおりです。

- ・総務部を対応部署とし、コンプライアンス・リスク管理委員会と連携し、反社会的勢力や団体に関する情報収集及び情報の一元管理を行います。
- ・倫理方針に基づくコンプライアンスマニュアルを制定し、従業員に対してその徹底を図っています。
- ・反社会的勢力からの不当な要求に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等外部機関と連携し、相談及び対応の検討体制を整備しております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

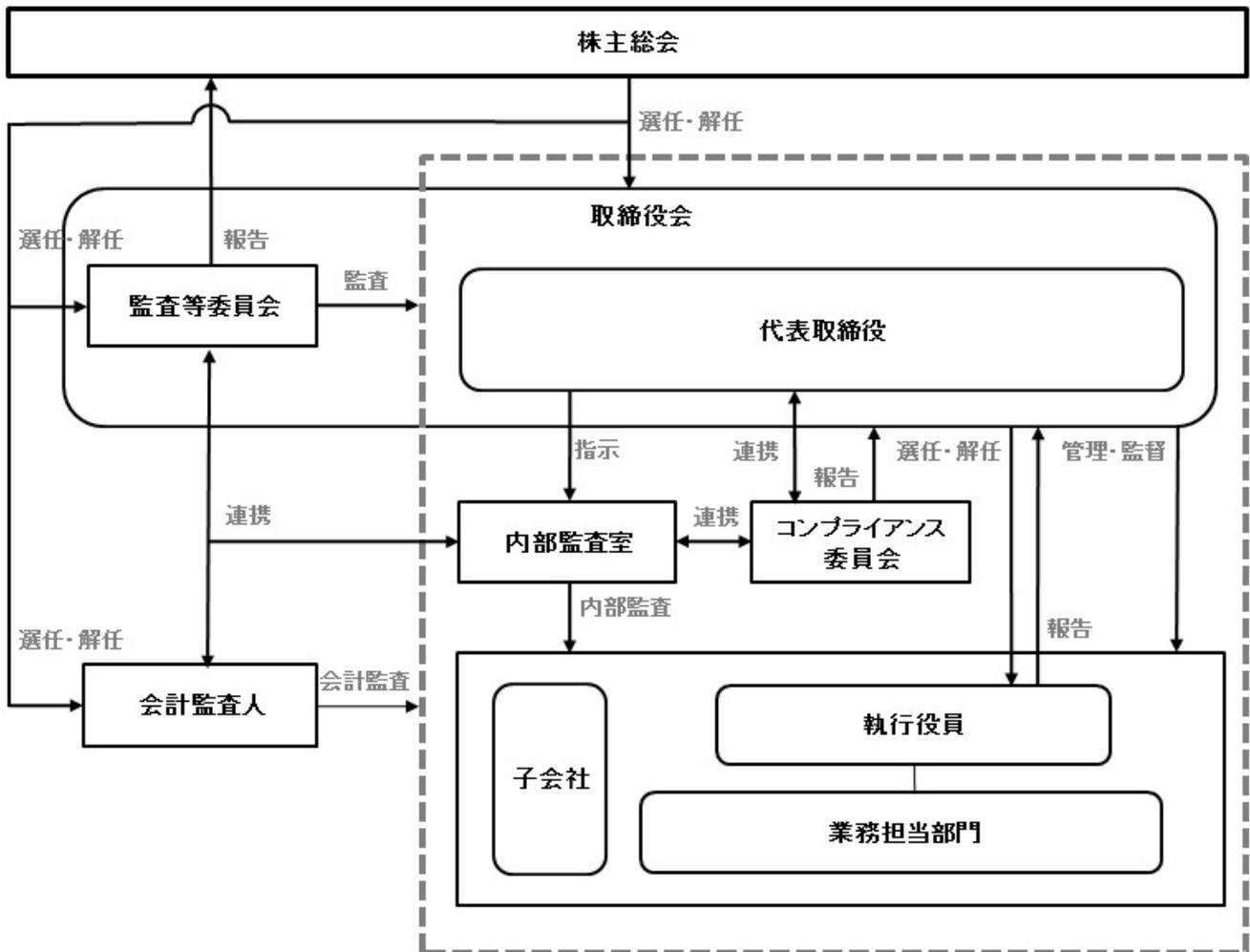
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

・当社では、会社情報の情報取扱責任者は代表取締役社長があたり、情報取扱責任者の統括の下で情報開示担当部署として管理本部が各部署や部門間の各種会議等により収集された重要な情報を集約して、情報の一元化管理を図っております。

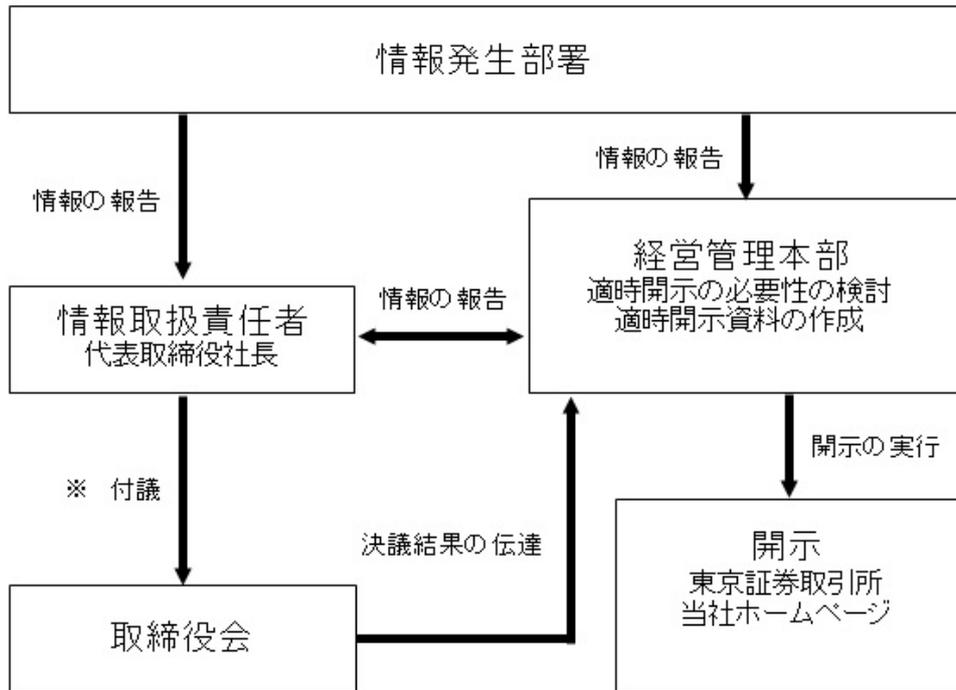
・管理本部は、適時開示規則に基づき、適時開示の必要性の有無を検討し、情報取扱責任者に報告するとともに情報の内外への漏洩防止に努めております。

・重要な決定事実の場合には、情報取扱責任者が定時及び臨時取締役会の承認を得たうえで、速やかに適時、適正な会社情報の開示を行う体制となっております。一方、重要な発生事実の場合には、情報取扱責任者が必要に応じて速やかに適時、適正な会社情報の開示を行う体制となっております。

・情報開示には、会社情報の透明性、公正性を高めるため、各種媒体を活用した幅広い情報開示に努めております。



<適時開示体制の概要>



※ 取締役会決議事項のみ